

# 新座市地方創生総合戦略(案)

平成 年 月

新 座 市



## 目 次

1	策定の趣旨及び背景	1
2	推進期間、位置付け、推進体制等	2
(1)	推進期間	2
(2)	位置付け	2
(3)	推進体制及び成果検証	3
3	地方創生にいかせる本市の強み	4
4	現状の人口推計及び目標人口	5
5	総合戦略の構成	10
6	基本方針	11
7	基本目標	13
	基本目標 1 田舎の心地よさと都会の便利さが調和したまち	14
	基本目標 2 地域の心でもてなす、住んでみたいまち、また訪れたいまち	20
	基本目標 3 家族に選ばれる、子育てに優しいずっと住み続けたいまち	28
	基本目標 4 生涯現役、市民が主役の健康長寿のまち	37
	基本目標 5 地域みんなで守る安全・安心のまち	42
8	資料	48
9	用語解説	50

(本文中「※」が付いている用語については、用語解説において解説します。)



## 1 策定の趣旨及び背景

人口減少及び少子高齢化の問題は、日本全体が直面している最重要課題の一つです。

国では、この人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、地方創生の取組を進めています。平成26年11月には、まち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月には、日本の人口についての現状と平成72（2060）年までの将来展望を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれに基づき平成27年度から平成31年度までの5年間の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。また、各地域がそれぞれの特性をいかして自立した持続的な社会を創生する必要があることから、都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じた地方創生に関する施策について定める基本的な計画を策定するよう努めることとされています。

これを受け、本市においても新座市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及びこれを踏まえた新座市地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定するものです。

本市では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”とは、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えたまちであると考えています。この“理想のまち”の実現を目指し、これまでも土地区画整理事業や観光都市にいざづくり、子育て支援などの取組を推進してきましたが、これらは正に地方創生につながるものであるといえます。そこで、総合戦略については、人口ビジョンや国のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び埼玉県地方創生総合戦略の内容を踏まえ、本市がこれまで進めてきた地方創生に関連する施策を改めて位置付けるとともに、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図ることで、本市の強みや特性を最大限にいかした地方創生を推進していくための計画として策定します。

## 2 推進期間、位置付け、推進体制等

総合戦略の推進期間、位置付け、推進体制等については、次のとおりです。

### (1) 推進期間

総合戦略は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの本市の将来人口の推計及び市が目指すまちの方向性を踏まえた上で、平成27年度から平成31年度までの5か年を推進期間とします。

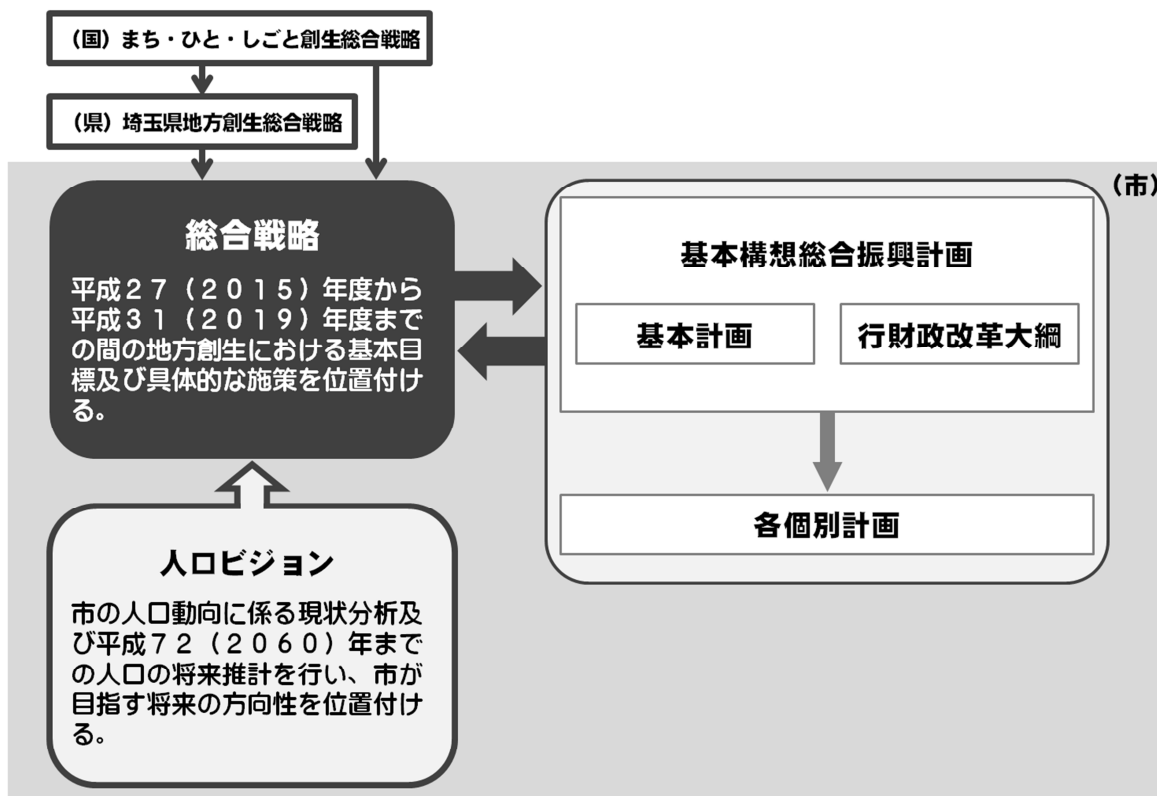
なお、社会情勢の変化等により内容に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

### (2) 位置付け

ア 第4次新座市基本構想総合振興計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）や、人口ビジョンを踏まえて策定するものです。

イ 総合戦略の内容は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略や埼玉県地方創生総合戦略、第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）、第6次新座市行財政改革大綱（推進期間：平成28年度～平成32年度）、その他の市の個別計画等と内容の整合を図ります。

#### 総合戦略の位置付け

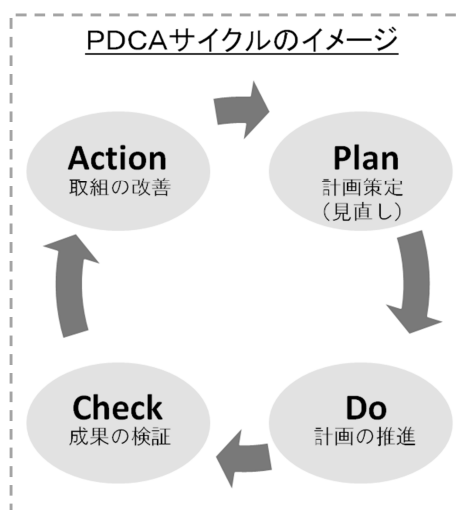
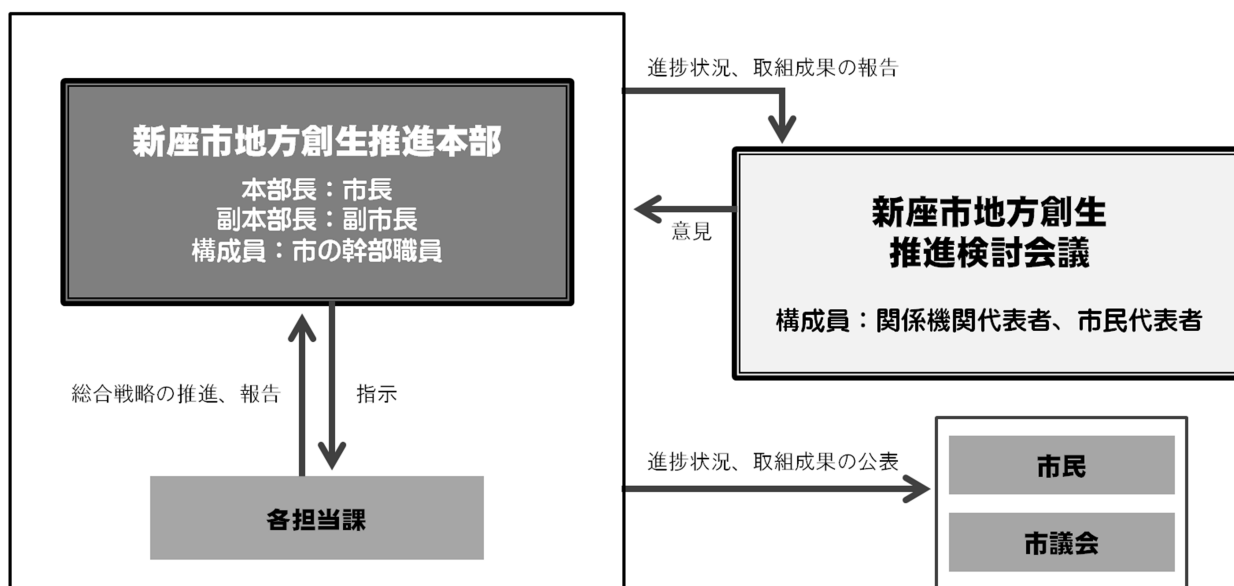


### (3) 推進体制及び成果検証

ア 地方創生の取組をより効果的なものとするため、市民、市議会及び関係機関と連携を図りながら推進するものとします。

イ 総合戦略に位置付けた施策は、原則として毎年度成果の検証を行い、必要に応じて実施内容の見直しを図るP D C Aサイクルの下に推進するものとします。

#### 新座市地方創生総合戦略の推進体制



### 3 地方創生にいかせる本市の強み

地方創生を効果的に推進するためには、地域の特性を踏まえた取組を行うことが重要です。地方創生にいかせる本市の強みとして、特に挙げられるものは、次のとおりです。

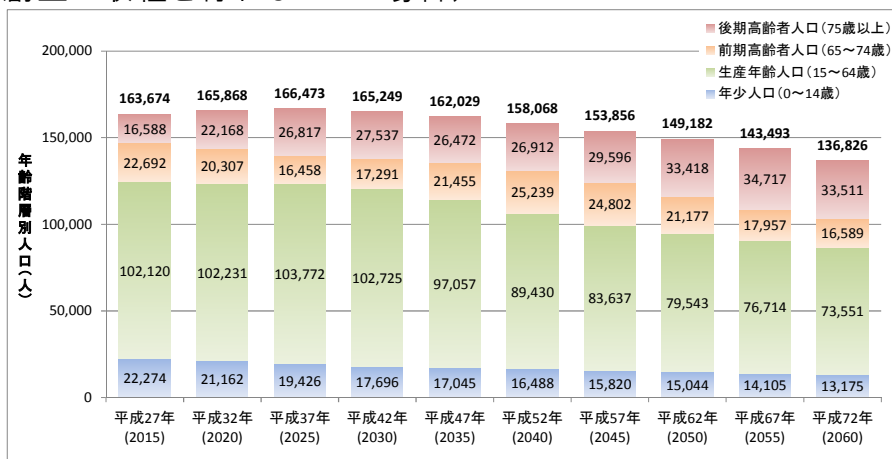
- (1) 都心から25km圏内に位置しており、東京都内に通勤・通学する人が住むベッドタウンとして現在も人口が増加しています。
- (2) 市の北部及び南部に在る鉄道駅を中心に市街化が進む一方で、市の中央部を中心に市域の約42%が市街化調整区域\*となっており、多様なまちづくりの可能性を秘めています。
- (3) 首都近郊に在りながら、雑木林や農地といった緑、野火止用水を始めとするせせらぎ、平林寺等の歴史的文化資産が多く残されています。
- (4) 新座市産野菜や郷土料理である手打ちうどんなど、市内外に新座らしさを伝える観光資源となる食文化を有しています。
- (5) 教育においては、雑木林等で遊び学ぶ自然体験学習を推進しているほか、平成15年に国際化教育特区\*の認定を国から受け、全国に先駆けて小学校における英会話教育を推進するなど、国際教育に力を入れています。
- (6) 近隣自治体に比べて高い町内会加入率を誇るなど結び付きの強い地域コミュニティが形成されています。また、市内では数多くのボランティア団体が活動するなど、市民の地域活動への参加意欲が高く、市民との連帯と協働によるまちづくりが進んでいます。
- (7) 市内に在る三つの大学と「市と大学との連携協力に関する包括協定\*」を結んでおり、教職員等の市の会議への参加、学生ボランティアの地域活動への参加、大学施設の開放等、市政の様々な場面で協力を頂いています。
- (8) 地盤が強固な武蔵野台地\*上に位置し、河川の氾濫等も起こりにくく、大規模災害の影響を受けにくい土地といえます。また、市域には、災害時に重要な役割を担う施設として、陸上自衛隊朝霞訓練場、埼玉県新座防災基地が在るほか、関越自動車道や国道254号等の広域を結ぶ主要な道路が通っています。



#### 4 現状の人口推計及び目標人口（人口ビジョン参照）

- (1) 現状の人口動態のまま推移していくと、平成37（2025）年をピークに人口減少に転じるとともに、少子高齢化が急速に進む見込みです（図1）。

【図1】 人口の基本推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率※の向上などの地方創生の取組を行わなかった場合)



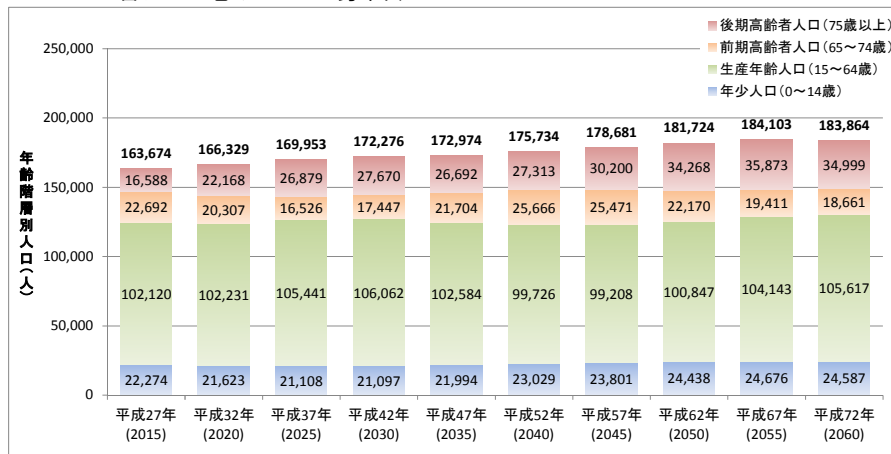
各年10月1日時点

- (2) 少子高齢化及び将来的に見込まれる人口減少に打ち勝ち、まちの活力の維持・向上を図るため、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率※の向上の2点の取組による人口増加を目指します。人口増加の考え方については、次ページの(3)のとおりです。

この2点の取組による人口増加が達成された場合の本市の総人口は平成72（2060）年で約18万4,000人となる見込みです。また、高齢者が増加するものの若い世代の人口も維持される見込みです（図2）。

本市の地方創生では、これを目標人口とします。

【図2】 目標とする人口の推計(土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率※の向上による人口増加を想定した場合)



各年10月1日時点

(3) 人口増加を図るために取り組む土地区画整理事業及び合計特殊出生率※の向上についての考え方は、次のとおりです。

ア 土地区画整理事業の実施（表1、図3）

現在、本市では、新座駅南口第2土地区画整理事業、新座駅北口土地区画整理事業のほか、着工に向けた準備を進めている（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の三つの土地区画整理事業を推進しています。これらに加えて、市域の約42%を占める市街化調整区域※のうち、平林寺境内林等を除くほぼ全域において土地区画整理事業の実施により自然環境と都市機能が調和した良好な市街地を形成することで、定住人口の増加を図ります。

まず、市中央部に広がる市街化調整区域※においては、地下鉄12号線※の延伸を早期に実現させ、（仮称）新座中央駅を中心とした土地区画整理事業（1期：約190ha、2期：約180ha）を実施します。また、JR武蔵野線新座駅周辺の菅沢・あたご、野火止三・四丁目地区（約163ha）及び大和田四丁目地区（約23ha）についても、地域ごとの特性を踏まえながら、土地区画整理事業により水と緑をバランスよく配置した良好な市街地を形成します。

【表1】土地区画整理事業による増加人口の考え方

No.	土地区画整理事業名 (仮称を含む。)	施行面積 (ha)	人口密度(※1) (人/ha)	計画人口 (人)	増加人口(※4) (人)	事業期間 (年度)
1	新座駅南口第2	約37.4	100	3,700	1,031	平成11-31 (1999-2019)
2	新座駅北口	約31.6	100	3,200	1,781	平成20-33 (2008-2021)
3	大和田二・三丁目地区	約49.5	60	1,600(※2)	1,515	平成23-32 (2011-2020)
4	新座中央駅周辺 地区	1期	約190	80	16,500(※3)	平成28-47 (2016-2035)
5		2期	約180	80	14,400	平成43-57 (2031-2045)
6	菅沢・あたご・ 野火止三・四丁目地区	約163	80	13,000	8,967	平成53-67 (2041-2055)
7	大和田四丁目地区	約23	80	1,800	957	平成65-70 (2053-2058)
合計		約674.5		54,200	33,834	

※1 計画人口を算出する際の人口密度については、国土交通省が示す都市計画運用指針に基づき、駅周辺の高度利用を図る地区は100人/ha、土地利用密度の低い地区は60人/ha、その他の地区は80人/haとする。

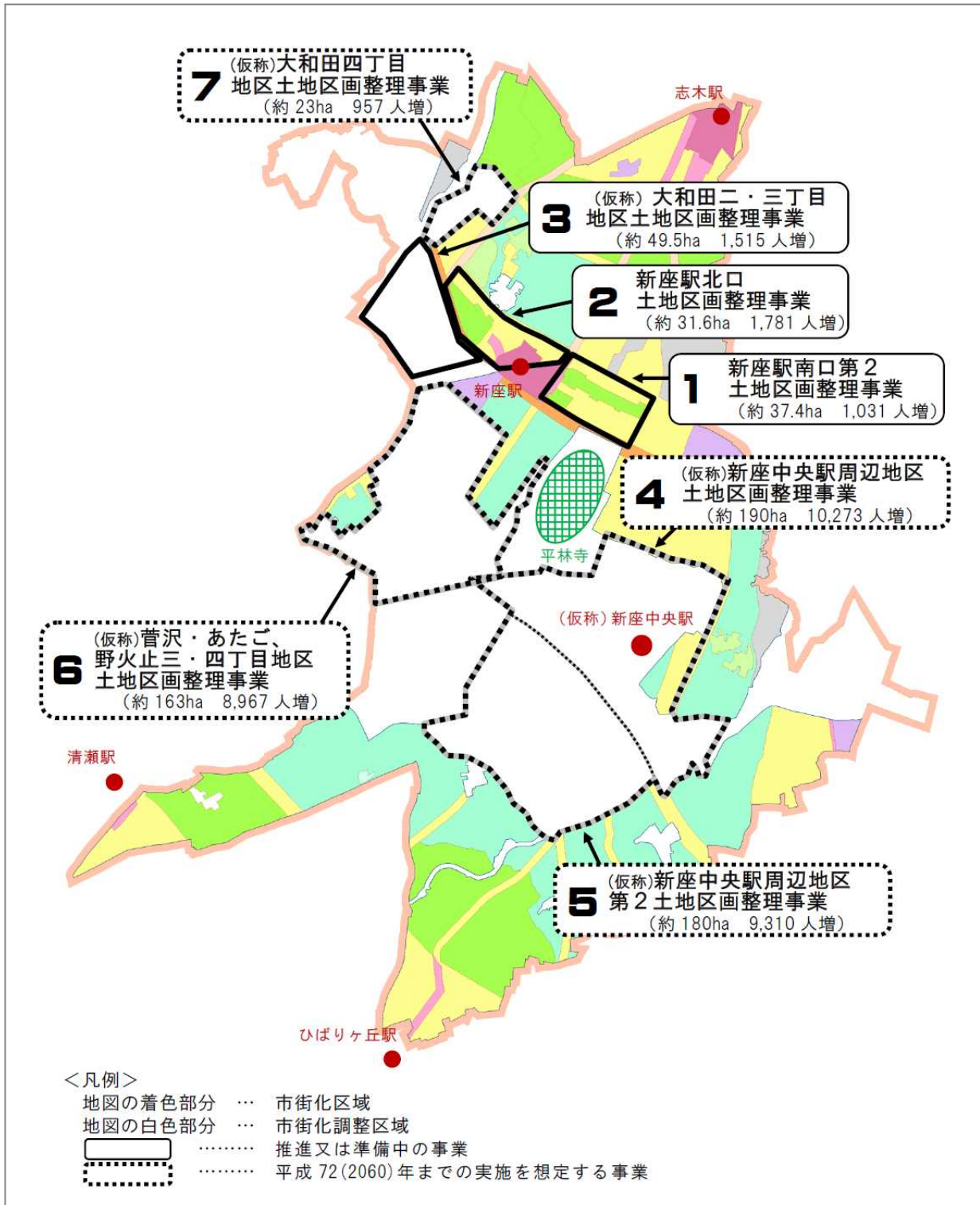
なお、計画人口については、十の位を四捨五入した数値とする。

※2 （仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業については、産業系用途での土地利用を予定している区域を除き、住宅が建つ可能性のある約26.6haにおける計画人口を算出する。

※3 （仮称）新座中央駅周辺の約90haについては、「地下鉄12号線※の延伸実現に係る新座周辺地区におけるまちづくり構想」において、具体的な土地利用を想定している。そのため、住宅用地として利用が可能である約19haの土地において、半分を共同住宅用地として、残りの半分を戸建住宅用地として想定するとともに、共同住宅及び戸建住宅の世帯人数を3人と想定することで計画人口を8,526人と算出している。その他の区域については80人/haで計算している。

※4 増加人口は、計画人口から平成26年度末の既存人口を差し引いたものとする。

【図3】土地区画整理事業区域位置図



※ (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業は、地下鉄12号線\*の延伸の早期実現を想定して計画しており、平成27年度中に示される予定の国の交通政策審議会の答申の位置付けに応じて、見直しを行う場合がある。

#### イ 合計特殊出生率\*の向上（図4）

合計特殊出生率\*について、国では、平成42（2030）年に国民の希望出生率\*である1.80を、平成52（2040）年に人口置換水準\*である2.07を達成することを目標としています。一方、本市市民の希望出生率\*を地方創生に向けたアンケート調査\*により算出したところ1.71となりました。

本市は、他市に先駆けて子育て支援施策の充実を図ってきました。その結果、合計特殊出生率\*については、過去最低を記録した平成16（2004）年の実績である1.12から平成26（2014）年の実績である1.29まで上昇したことから、今後も子育て支援施策の充実を図ることで、合計特殊出生率\*の向上を目指します。しかしながら、全国的に見て都市部の合計特殊出生率\*は低い傾向にあり、都市部に位置する本市においては、様々な子育て支援施策に取り組むとしても、国が目指す1.80や2.07を目標とすることは現実的ではありません。そこで、本市では、国の目標値を参考にしつつ、現実的な数値として合計特殊出生率\*1.60を目標に据えることとします。これに向けて、平成26（2014）年までの実績と同様の伸び率で合計特殊出生率\*がおおむね年に0.017ポイントずつ上昇すること、また、平成45（2033）年に1.60を達成した後はこれを維持することを目指します。

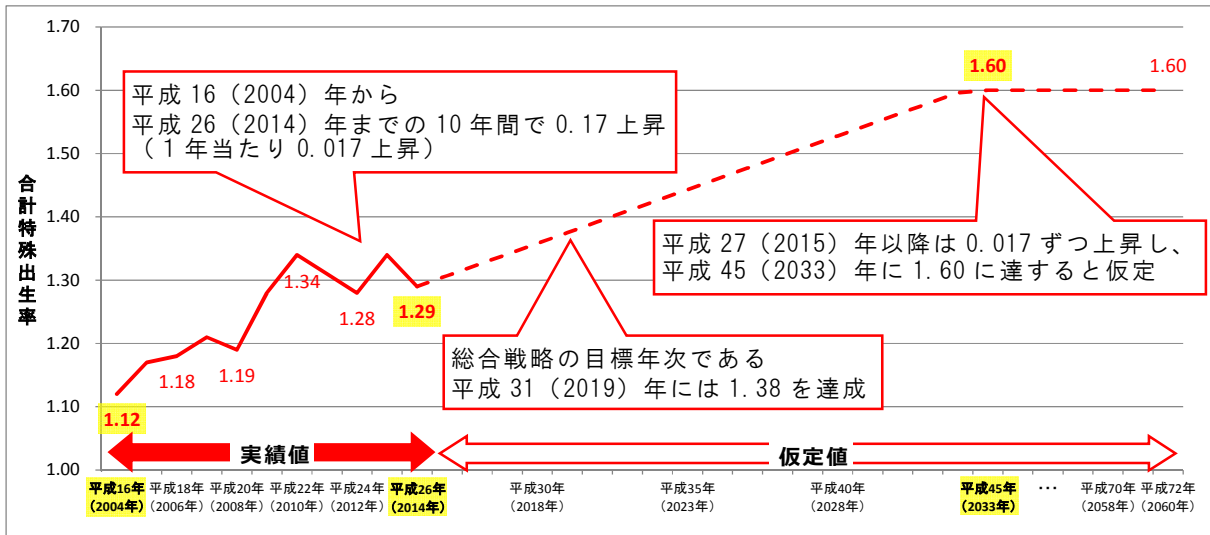
本市はこれまでも子育て支援施策に積極的に取り組んできましたが、この合計特殊出生率\*1.60を達成するため、引き続き様々な子育て支援施策に力を入れて取り組んでいきます。具体的には、県内で最も高い水準である18歳までのこども医療費の無料化や、待機児童ゼロを目指した保育園等の整備への支援などに引き続き取り組みます。また、希望する人が第2子、更には第3子と産み育てていけるような環境整備を進め、特に、第3子以降については、0、1、2歳児の保育料の原則無料化を継続して実施するほか、新たな取組として、第3子以降の小中学校給食費の原則無料化に向けた検討を進めていきます。

少子高齢化が進行すると、税を負担する方が減る一方で医療・福祉サービス等を受ける方が増えることにより市の財政状況が不安定になるおそれがあります。市民サービスの維持・向上を図るためには、市の財源配分について改めて検討が必要ですが、そのような中であっても子育て支援施策については、優先的に取り組んでいきます。

また、土地区画整理事業の実施（6、7ページ）による良好な市街地の

形成は子育て世帯の転入を促し、定住人口の増加は、税収の伸びるまちづくりにつながります。土地区画整理事業の実施により得られた新たな財源については子育て支援施策に重点的に配分するなど、子どもを産み育てやすい環境の整備を進めます。

【図4】本市の合計特殊出生率※の推移及び目標値



(注) 平成 46(2034)年～平成 69(2057)年は省略



### にぎわいと活力のある緑豊かなふるさと新座 ～新座らしい魅力が光る、選ばれるまちを創生します～

本市は東京都のベッドタウンとして、現在も人口増加が続いており、国で考える地方創生におけるいわゆる「地方」とは異なる性質を有しています。しかしながら、現状の人口動態のまま推移した場合、平成27（2015）年に約16万4,000人である総人口は平成37（2025）年の約16万6,000人をピークに減少し、平成72（2060）年には約13万7,000人まで減少する見込みです（5ページ【図1】参照）。市制施行以来、人口減少を経験したことのない本市としては、このような事態に強い危機感を持って臨まなければなりません。加えて高齢化率（65歳以上の人口構成比）は、平成27（2015）年の約24%から、平成72（2060）年には約37%まで上昇する見込みです。このような人口減少や少子高齢化は、市税の減収等による市の財政状況の不安定化を引き起こすだけではなく地域社会そのものの衰退を招くおそれがあります。これらを打開するためには、長期的な視点に立ちつつ今から対策を講じる必要があります。

そのため、本市では、平成72（2060）年に総人口約18万4,000人を達成することを目指し（5ページ【図2】参照）、特に転入者数及び定住人口の増加による人口の増加に主眼を置いて、地方創生を推進します。これまでも本市では、住みよいまちづくりや地域の発展につながる取組として、土地区画整理事業や地下鉄12号線<sup>\*</sup>の延伸促進活動、観光都市にいざづくり、子育て支援や健康増進、安全・安心のまちづくりなどを積極的に進めてきました。これらは、正に人口減少や少子高齢化の問題解決に向けた取組そのものであり、国や他の自治体に先駆けて推進してきたものといえます。今後は、これらを地方創生に向けた取組として改めて位置付け、さらに、従来の取組の範囲にとどまることなく、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図っていくこととします。

本市は、東京圏という恵まれた立地に在りながら、市域の約42%を占める市街化調整区域<sup>\*</sup>を有しており、今後のまちづくり次第でこれからも飛躍的な成長が期待できる、他の自治体にはない可能性を秘めています。また、市内には雑木林や農地といった緑、野火止用水を始めとするせせらぎ、平林寺等の歴史的文化資産が多く残されており、水と緑の潤いのある風景は、本市のかけがえのない財産といえます。

そこで、本市の地方創生では、このような本市の強みや特性を最大限にいかしたまちづくりを進めることとし、スローガンを「にぎわいと活力のある緑豊かなふるさと新座～新座らしい魅力が光る、選ばれるまちを創生します～」と掲げました。都市機能の充実や地域活性化を図ることにより、にぎわいと活力を創出するとともに、ふるさとの風情を感じさせる雑木林や農地といった緑地の保全に積極的に取り組むことで、新座らしい魅力が光るまちづくりを進め、都市間競争の中で多くの人に選ばれるまちを目指していきます。

具体的には、地下鉄12号線\*の延伸を何としてでも実現させ、まずは（仮称）新座中央駅周辺の馬場地区を始めとした市中央部の約370haの広大な市街化調整区域\*において、土地区画整理事業を行い、住宅や商業施設のほか、緑豊かで防災機能を備えた公園や、道の駅等の観光施設、医療施設、大学等、様々な都市機能を集約した新たな拠点の整備に向けた取組を進めていきます。また、新座駅周辺の菅沢・あたご地区から野火止三・四丁目地区にかけての約163ha、大和田四丁目地区の約23haについても市街化区域\*へ編入し、土地区画整理事業を実施することにより、土地の更なる有効活用を図ります。

そして、これらの土地区画整理事業の実施に当たっては、都市機能の充実を図る一方で、地権者の協力を頂きながら、雑木林等の保全を目的とした特別減歩\*を行うなど、新たな発想で積極的に緑地保全に取り組めます。

このようなまちづくりは、正に他市にできない本市ならではの地方創生であり、この推進こそが日本全体が人口減少に向かう中で本市が更に成長していくための方策であります。

さらに、近隣に比べて高い町内会加入率にも裏打ちされる地域コミュニティの結束の強さや、市民の地域活動への参加意欲の高さも、地方創生を力強く推し進める大きな強みであることから、市民、市議会及び市の連帯と協働をより深化させていくとともに、市内の3大学を始めとする関係団体、各関係機関とも広く連携し、市の総力を結集したオール新座体制で地方創生を進めていきます。

そして、これらの取組を通じて、更なる定住人口及び交流人口の増加や地域経済の活性化を図り、成長を続ける新座市らしいまちづくりの実現を目指します。



## 7 基本目標

基本方針を踏まえ、平成27年度から平成31年度まで推進する地方創生の取組により、次の五つの基本目標に掲げるまちの実現を目指します。

基本目標及び基本目標の達成に向けて進める具体的な施策については、基本目標及び施策ごとに成果検証を行うための客観的な指標及び成果目標を設定します。

### 成果目標の見方

指標 … 基本目標の達成度及び施策の進捗度を検証するための客観的な指標を設定します。

基準値… 総合戦略の推進期間以前（主に平成26年度）の実績値を記載しています。

目標値… 平成31年度までに目指す数値目標を記載しています。

### 五つの基本目標

#### **基本目標1 田舎の心地よさと都会の便利さが調和したまち**

～土地区画整理事業と緑地保全で良好な市街地形成を進めます～

#### **基本目標2 地域の心でもてなす、住んでみたいまち、また訪れたいまち**

～自然・歴史・文化を楽しめる体験型観光都市づくりを地域一体で進めます～

#### **基本目標3 家族に選ばれる、子育てに優しいずっと住み続けたいまち**

～充実した子育て支援と地域の特長をいかした学びの場の提供を進めます～

#### **基本目標4 生涯現役、市民が主役の健康長寿のまち**

～健康づくりと地域活動の支援でだれもが活躍できるまちづくりを進めます～

#### **基本目標5 地域みんなで守る安全・安心のまち**

～地域コミュニティの活性化で防災・防犯・交通安全の取組を進めます～

### <総合戦略における成果目標>

指標	基準値	目標値
総人口 【企画課】	16万3,107人 (平成26年10月)	16万5,798人 (平成31年10月)

## 基本目標1 田舎の心地よさと都会の便利さが調和したまち

～土地区画整理事業と緑地保全で良好な市街地形成を進めます～

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
市街化区域 <sup>*</sup> の割合 【まちづくり計画課】	58% (平成26年度)	69% (平成31年度)

### 【施策の方向性】

本市では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”とは、田舎の心地よさと都会の便利さを兼ね備えたまちと考え、この“理想のまち”を実現することで、都市間競争の中で多くの人に選ばれる市を目指します。

本市は、都心から約25km圏内に在りながら、武蔵野の面影を残す雑木林や農地といった緑、平林寺や野火止用水を始めとする歴史的文化資産を有しており、この“理想のまち”を実現できる可能性を十分に秘めています。これまでも、自然環境の保全と都市機能の充実を合わせて推進し、“理想のまち”の実現につながる良好なまちづくりを進めてきたところです。なかでも、JR武蔵野線新座駅周辺については、市街地の形成を促進するために土地区画整理事業を実施しており、間もなく完了する南口地区については、野火止用水の復元事業を併せて実施するなど、駅周辺の利便性の高い地域に水と緑をバランスよく配置した良好な住環境の形成を進めてきたところ、既に計画を上回る人口増加を達成しています。

また、本市には東京都に隣接しながらもこのような良好な市街地を形成できる可能性を秘めた市街化調整区域<sup>\*</sup>が市の中央部を中心に約42%も残されており、これは本市特有にして最大の強みといえます。これまでは、鉄道駅を中心に市域を南北に2分する形で市街地形成が進められてきましたが、今後は市中央部を始めとした市街化調整区域<sup>\*</sup>を有効活用することで市域全体を一つのまちとして一体的に捉え、新座らしい自然環境と都市機能が融合した正に“理想のまち”の形成を目指します。そして、平成72（2060）年までに、市内の市街化調整区域<sup>\*</sup>のうち平林寺境内林等を除く全てにおいて土地区画整理事業などによるまちづくりを進めることで、総人口について、平成27（2015）年の約16万4,000人より2万人多い約18万4,000人を達成することを目指します。

具体的には、まず、市中央部に広がる市街化調整区域<sup>\*</sup>において、地下鉄12号線<sup>\*</sup>の延伸を起爆剤として、約370haにも及ぶ土地区画整理事業を実施す

ることにより、市中央部における新たな都市拠点を形成します。

また、JR武蔵野線新座駅の周辺地域では、現在、大和田二・三丁目地区において、国道254号沿道に在るなどの立地の優位性をいかし、産業系企業の集積地としての土地利用や周辺環境とのバランスのとれた市街地の形成に向けて土地区画整理事業を推進しています。平成32年度の事業完了に向けて、引き続き地権者との協議を進めるとともに、早期の工事着手を目指します。さらに、菅沢・あたご・野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区においても、市街化区域\*への編入を目指し、地域ごとの特性を踏まえた具体的なまちづくりの方向性を検討していきます。

これらの土地区画整理事業による市街地の形成を進める上では、他の都市部の自治体と似通った画一的なまちとならないよう、にぎわいや活気を生み出す都市機能を充実させる一方で、時計の針を少し戻し、ゆとりある良質な住環境が整備された、新座にしかできない、新座ならではのまちづくりを進めます。

具体的には、新座が誇る平林寺や野火止用水を始めとする歴史的文化資産、妙音沢や各所の市民憩いの森などの雑木林といった自然環境、さらには、ふるさとの風情を醸し出し心を和ませる農地を、住みよい住環境や魅力的な観光地の形成になくしてはならないものとして、今後も引き続き大切に保全するとともに、遊歩道の設置等を始めとした周辺環境の整備を進めます。また、土地区画整理事業を実施する際には、地権者の協力を頂き、雑木林等の保全を目的とした特別減歩\*を行うことや、地権者の意向に沿って農地の保全を図るとともに、農業の活性化に向けて経営改善や生産力向上への支援を行うなど、新たな発想で積極的に緑地保全に取り組みます。こうした施策の推進により、多くの人に新座は良いまちだ、新座に住んでみたい、ずっと住み続けたいとと思っていただけるような、田舎の心地よさと都会の便利さが調和したまちの実現を目指します。

## 【具体的な施策】

### **施策1** 土地区画整理事業や緑地保全等による良好な市街地形成の促進

新座駅北口地区及び市街化調整区域\*において、土地区画整理事業を推進し、それぞれの地域の特性に合わせて、都市機能の充実と緑地の保全等をバランスよく行うことで水と緑の潤いある良好な市街地の形成を進めます。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
新座駅北口土地区画整理事業の進捗率 【新座駅北口土地区画整理事務所】	約 12% (平成 26 年度)	65% (平成 31 年度)

(1) 新座駅周辺の土地区画整理事業の推進

新座駅南口地区については、駅に近く利便性の高い良好な住環境の整備を進めてきましたが、新座駅北口地区においても新たな市街地の形成を図るために土地区画整理事業を推進し、早期の完成を目指します。

〔主な事業〕

- 新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】

(2) 大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の推進

国道 254 号沿道に在り、新座駅や関越自動車道所沢インターチェンジからも近い距離に位置する大和田二・三丁目地区において、土地区画整理事業を推進します。商工業施設を誘致するなど産業系の土地利用を進めることで、更なる雇用の確保や地域経済の活性化を図るとともに、地権者の意向に合わせて生産緑地指定を行い、良好なまちなみを形成します。

〔主な事業〕

- (仮称) 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【(仮称) 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】

(3) 地下鉄 12 号線\*の早期延伸及び(仮称) 新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進

地下鉄 12 号線\*の延伸実現と、延伸によって新たに設置される(仮称) 新座中央駅の周辺地区において、土地区画整理事業を実施し、医療、教育、文化・芸術、商業等の施設誘致を推進するとともに、緑豊かな公園や遊歩道を整備するなど、様々な機能を兼ね備えた複合的な都市拠点の形成を目指します。

〔主な事業〕

- 関係機関への要望活動の実施【地下鉄 12 号線延伸促進室】
- 関係機関との調整・協議の実施【地下鉄 12 号線延伸促進室】
- 都市高速鉄道 12 号線延伸の啓発【地下鉄 12 号線延伸促進室】

- 都市高速鉄道12号線建設促進基金の積増し【地下鉄12号線延伸促進室】
- 延伸に向けた調査研究の実施【地下鉄12号線延伸促進室】
- (仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進【地下鉄12号線延伸促進室】

(4) 新たなまちづくりの検討

市街化調整区域\*のうち新座駅周辺の市街化区域\*に隣接する菅沢・あたご・野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区については、土地区画整理事業を行うことで更なる土地の有効活用が可能です。

そこで、地域ごとの特性を踏まえながら、便利で快適に暮らせる、水と緑の潤いのある良好な市街地の形成を目指し、具体的なまちづくりの方向性を検討します。

〔主な事業〕

- 市街化調整区域\*の有効活用【まちづくり計画課】

**施策2** 雑木林とせせらぎ、農業に親しめる環境の保全・整備

土地区画整理事業による市街地の形成と合わせて、市域に残る雑木林や野火止用水といった水と緑の保全を進めます。また、市民や来訪者が水や緑に親しむことのできるよう、緑地の維持管理や親水空間の整備等を行います。

また、農地については、集積や保全を進めるとともに、農業の更なる活性化に向けた支援を行います。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
みどりの保全協定*緑地 (市民憩いの森)箇所数 【みどりと公園課】	13か所 (平成26年度)	21か所 (平成31年度)

(1) 緑地の保全及び親水空間の整備

平林寺近郊緑地特別保全地区、野火止用水、妙音沢特別緑地保全地区等の保全・整備を進め、市民や来訪者が豊かな自然に親しめる環境を整えます。

また、市内に残る貴重な緑地を保全していくため、みどりのまちづくり基金の充実を検討するほか、ふるさと納税制度やクラウドファンディングといった新たな手法による財源確保の取組について研究します。

〔主な事業〕

(自然環境の保全・整備)

- 平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- 野火止用水の復元事業の実施【道路課】
- 妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】
- みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】
- 緑地保全のための新たな財源確保策の研究【企画課、みどりと公園課】

(2) 市民及び関係団体との協働による環境保全活動の推進

雑木林等については、本市独自の制度であるみどりの保全協定\*により、地権者から借り受けた緑地を市民憩いの森として開放しています。引き続き、こうした諸制度を活用した緑地の保全に努めます。

また、これらの自然環境の保全に当たっては、グリーンサポーター\*等の市民及び関係団体との協働により取り組みます。

〔主な事業〕

- 市民憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】
- 緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
- ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】
- 野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習スポーツ課】

(3) 農地の保全及び農業支援

本市には農地が多くあり、ふるさとの面影を残す良質な住環境の形成の一端を担っています。そこで、土地区画整理事業を推進する上では、都市機能の充実と合わせて農地の保全や農地の集積を図ります。

また、農園の利用者が農家の指導を受けながら農作業を体験できる体験型農園の推進や、観光客等を対象にした収穫体験の実施などを進めます。

さらに、付加価値の高い農産物の生産や多品種少量生産の実施、新座市産農産物の販路拡大等につながる取組への支援の充実に努め、都市近郊型農業の経営改善及び生産力向上を支援します。

〔主な事業〕

(緑地の保全・活用)

- 生産緑地指定の推進【みどりと公園課】
- 体験型農園等の推進【経済振興課】
- レジャー農園の充実【経済振興課】

- 観光農業の推進【経済振興課】
- 農業団体への支援【経済振興課】

(営農支援)

- 付加価値の高い農産物の生産への支援【経済振興課】
- 多品種少量生産への支援【経済振興課】
- 新座市産農産物の販路拡大に向けた支援【経済振興課】
- 新座市産農産物のブランド化に向けた検討【経済振興課、観光推進課】
- 農業近代化資金等利子補給金制度の充実【経済振興課】
- 都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】
- 関係機関との連携による営農支援【経済振興課】

## 基本目標2 地域の心でもてなす、住んでみたいまち、また訪れたいまち

～自然・歴史・文化を楽しめる体験型観光都市づくりを地域一体で進めます～

＜基本目標の達成に向けた成果目標＞

指標	基準値	目標値
観光入込客数※【観光推進課】	53万5,090人 (平成26年)	100万人 (平成31年)

### 【施策の方向性】

本市の目指す観光は、市が有する武蔵野の面影を残す雑木林を始めとする豊かな自然環境や平林寺、野火止用水等の歴史的文化資産といった観光資源をいかし、外国人を含めた来訪者や市民自身が新座の魅力を発見し、半日でも普段着で自然や歴史・文化を気軽に体験できるようなふれあい型の観光です。

本市は、平成18年度を観光都市づくり元年として、これまで10年間、観光都市にいざづくりを推進し、来訪者が市内の各見どころをウォーキングで巡ることのできる環境を整備するとともに、新たな見どころづくりや特産品づくりを進めてきました。

このような中で、国では、観光庁を中心に訪日旅行促進事業※（ビジット・ジャパン事業）等の観光立国に向けた取組を推進しており、外国人観光客は、平成18（2006）年に約733万人であったものが、平成27（2015）年には過去最高の約1,974万人（推計値）にまで急増しました。今後も国は、平成32（2020）年までに外国人観光客3,000万人の受入れ体制を整備する方針であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の効果なども合わせて考えると、訪日外国人観光客数はますます増加することが予想されます。

そこで、本市においても、今後はこうした国の動きに呼応して外国人観光客を積極的に誘致します。幸いにも、本市は、世界的に知名度が高く国内外から多くの観光客が訪れる東京都に隣接するという好立地に恵まれ、関東を代表する禅修行の専門道場を有する平林寺や武蔵野の面影を残す雑木林等の風景、更には手打ちうどんを始めとする日本食の文化など、外国人観光客にとっても魅力的な観光資源を豊富に有しています。こうした好条件を存分に活用し、坐禅体験や茶道体験等の体験型観光の構築、歴史や文化でつながりのある川越市や三芳町などの近隣自治体と連携した新たな観光ツアーの創出、市民と外国人観光客との国際交流の促進など、満足度の高い観光地の形成に向けて観光都市にいざづくりの取組を



更に発展させます。そして、本市の年間の観光客数について、総合戦略の推進期間である平成31（2019）年までに100万人を、地方創生の取組が目標とする平成72（2060）年には300万人を達成することを目指し、新たな魅力の創出に加え、受入れ体制の強化を進めます。

受入れ体制の強化については、ソフト面では、これまでも市民及び市内関係団体と市との協働による様々な事業が展開されており、来訪者に対する市民のおもてなしの心は、本市の重要な観光資源となっています。そこで、今後も観光都市づくりにおける市民協働の取組を更に進めるとともに、外国語ボランティアガイドを始めとする市民ボランティアの充実を図るほか、市民ボランティア団体への支援等を行い、オール新座体制で観光客をもてなす地域づくりを進めます。ハード面では、平林寺を中心とした観光地周辺の遊歩道整備や市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充など快適に観光を楽しめる環境整備を図ります。

一方、観光都市づくりの推進に当たっては、本市を訪れた方に本市に住んでみたいと思っただけではなく、この取組を契機として市民が自ら暮らすまちの魅力を再発見し、新座に愛着と誇りを持っていただくことも重要です。また、将来を担う子どもたちにも新座の自然と歴史に触れ合う中で郷土愛を育み、市民のだれもが、ずっと住み続けたいと思っただけのような、住んでよしのまちをつくることも大きな目的の一つです。

さらに、本市の観光都市づくりにおいては、障がい者や高齢者の活躍の場という福祉の側面から捉えた取組も推進していきます。例えば、本市が目指すシイタケの里づくりやワイナリーの整備等においては、障がい者や高齢者にもお手伝いいただき、生産加工されたシイタケやワインを商品化し、販売することで、障がい者や高齢者の働く場や生きがいづくりの場として位置付けていきます。

これらの自然や歴史、多様な人材の活躍、地域のおもてなしなどによる観光都市づくりの推進により、住んでみたいまち、また訪れたいまちの観光都市にいざづづくりを更に加速させます。

## 【具体的な施策】

### **施策1** だれもが安全かつ快適に観光ができる環境の整備

市民及び外国人観光客を含めた来訪者が、市内の見どころを安全かつ快適に巡ることができるよう、ウォーキングルート及び周辺環境の整備を進めるとともに、ボランティアガイドや観光マップ等を通じた情報提供の充実を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
観光ボランティアガイド登録者数 <うち、外国語対応可能者数> 【観光推進課】	61人 <2人> (平成26年度)	150人 <50人> (平成31年度)

(1) ウォーキングルート及び周辺環境の拡充

市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充や、市内の見どころを安全かつ快適に巡ることのできる遊歩道等の整備を進めるほか、健康増進の点からも市民のウォーキングを促進するため、新たなウォーキングルートの創出を進めます。

[主な事業]

(周辺環境の整備)

- 市役所新庁舎の建設に合わせた観光拠点の拡充【新庁舎建設推進室、観光推進課】
- 野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備【道路課】

(ウォーキングルートの整備・拡充)

- 地域別フラワーロードの設定【観光推進課】
- 雑木林とせせらぎの散策ルートの設定【観光推進課】
- 平林寺を中心としたウォーキングルートの設定【観光推進課】
- にいざほっとぷらざ、歴史民俗資料館、公民館を起点としたウォーキングルートの設定【生涯学習スポーツ課、観光推進課】
- 新座市公園健康器具設置計画と連動したウォーキングルートの設定【みどりと公園課、観光推進課】

(2) 来訪者への情報提供の充実

外国人観光客を含めた来訪者が、情報面において不自由なく観光を楽しむように、ボランティアガイド、観光案内看板、観光マップ等による案内を充実させます。

特に、外国語ボランティアガイドについては、公立小中学校の英会話講師（EET）※・英語指導助手（AET）※に協力を頂きながら養成を進めることや、市内3大学の大学生（留学生）や中学生等に担い手となっていただくことを検討するなど、新たな視点で拡充を図っていきます。

また、公衆無線LAN（Wi-Fi）※環境の整備を進めるなど、情報提

供の充実を図ります。

〔主な事業〕

（観光案内機能の充実）

- 観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】
- 外国語ボランティアガイドの充実【観光推進課、指導課】
- 案内看板等の充実【観光推進課】
- 文化財説明板の設置【生涯学習スポーツ課】
- 外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成、配布【観光推進課】
- 外国人向け観光情報紙の作成、配布【観光推進課】
- 観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】
- インターネット（SNS\*、ホームページ等）及びメディアの有効活用【観光推進課】

（情報環境の整備）

- 公衆無線LAN（Wi-Fi）\*環境の整備【市政情報課、観光推進課】

（関係団体との連携）

- 大学との連携事業の拡充【観光推進課、企画課】

## 施策2 観光の魅力向上とシティプロモーション\*の推進

本市の魅力の更なる向上と市内外への発信に取り組むシティプロモーション\*を推進することにより、多くの人を呼び込み、地域の活性化を図ります。

具体的には、本市の観光資源の魅力をもっと高めるため、市民協働の取組により各見どころの拡充を図るほか、地域経済の活力につながる農業・商工業を支援します。また、新たな取組として、川越市や三芳町など歴史や文化でつながりのある近隣自治体と連携した広域的な観光事業の推進に向けた検討を行います。あわせて、様々なメディアの活用に加え、観光親善大使\*との連携によるPR活動を推進します。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
ユニバーサル農業*による生産量 【経済振興課、観光推進課、みどりと公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】	シイタケの生産量0kg ブドウの生産量0kg (平成26年度)	シイタケの生産量100kg ブドウの生産量600kg (平成31年度)

(1) 市民及び関係団体との協働による市の見どころの拡充

市民、産業観光協会、市内3大学等の関係団体との協働により、市の見どころについて環境の整備や観光資源としての更なる活用を図るとともに、各観光交流拠点において、多くの人々が本市を訪れ、魅力を体験する契機となるようなイベントを開催します。

また、観光都市づくりの更なる発展に向けた新たな取組について調査研究を進めます。具体的には、障がい者や高齢者の就労や社会参加のきっかけとするためのシイタケの里づくりやみかん園の運営、ワイナリーの整備等におけるユニバーサル農業\*の推進体制の構築ほか、外国人観光客を新たなターゲットに加え、本市の歴史や文化に関する理解を深めることができる手打ちうどんづくり体験や坐禅体験等の体験型事業の構築を目指します。

さらに、近隣自治体と連携した観光事業を推進するため、野火止用水の流域自治体8市（立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市）及び新座市で構成する野火止用水サミット\*関連事業を推進するほか、新たに歴史や文化でつながりのある川越市や三芳町などの近隣自治体と協議会を設置し、都心から川越に至るまでの観光ルートに、平林寺の坐禅体験等を始めとした本市の魅力で新たな味付けを加えるなど、様々な切り口から広域的な観光事業の推進に向けた検討を行います。

〔主な事業〕

(イベントの推進)

- ▶ “すぐそこ新座”春まつりの実施【観光推進課】
- ▶ オープンカフェの実施【観光推進課】
- ▶ 睡足軒の森紅葉ライトアップ等の文化事業の実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ ホタルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】
- ▶ 市民まつりへの支援【経済振興課】
- ▶ 柳瀬川ふれあい祭り、大江戸新座祭り等の後援【観光推進課】
- ▶ 民間主催のウォーキング事業の後援【観光推進課】
- ▶ イベントの複合化や新規イベントの検討【観光推進課】

(農園・果樹園等の拡充・活用)

- ▶ ユニバーサル農業\*の推進体制の構築【経済振興課、観光推進課、みどり公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】
- ▶ シイタケの里づくりの推進【みどり公園課】
- ▶ 新座みかん園の運営【観光推進課】

- ワイナリーの整備【観光推進課】
- わさび園の整備【みどりと公園課】
- 体験型農園等の推進（再掲）【経済振興課】
- レジャー農園の充実（再掲）【経済振興課】
- 観光農業の推進（再掲）【経済振興課】

（体験型観光の構築）

- 手打ちうどんづくり体験の推進【観光推進課】
- 手打ちうどん名人認定事業の推進【観光推進課】
- 坐禅・茶道体験の推進【生涯学習スポーツ課、観光推進課】
- カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】

（広域観光事業の推進）

- 野火止用水サミット\*関連事業の推進【観光推進課】
- 野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】
- 川越市及び三芳町と連携した広域観光事業の推進【観光推進課、生涯学習スポーツ課】
- 他自治体や民間事業者等と連携した観光事業の推進【観光推進課】

（関係団体との連携）

- 産業観光協会との連携の強化【観光推進課】
- 農商工の協力体制の構築【経済振興課】
- 大学との連携事業の拡充（再掲）【観光推進課、企画課】

## (2) 新座の魅力の発信

本市の魅力を更に市内外に発信するため、特産品等を新座ブランドとして認定する新座ブランド認定事業\*を推進するほか、本市へのふるさと納税を促進するため、一定の条件を満たす寄附者に対して新座の特産品を送付します。

また、市が進めるワイナリーの整備に際しては、寄附制度の活用を図り、事業への賛同をして頂いた寄附者にブドウの苗木のオーナーとなっていただくことを検討するなど、全国的な協力関係を構築し、事業の拡大、推進を図ります。

さらに、イメージキャラクター「ゾウキリン」や観光親善大使\*によるPR活動の推進のほか、関係団体と連携した取組や、民間事業者、メディア等を活用した情報発信についても視野を広げて検討します。

〔主な事業〕

- 新座ブランド認定事業\*の推進【観光推進課】
- ふるさと納税の促進【企画課】
- イメージキャラクター「ゾウキリン」の活用【観光推進課】
- 鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】
- 観光親善大使\*によるPR活動の推進【コミュニティ推進課、観光推進課】
- インターネット（SNS\*、ホームページ等）及びメディアの有効活用（再掲）【観光推進課】
- 外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成、配布（再掲）【観光推進課】
- 外国人向け観光情報紙の作成、配布（再掲）【観光推進課】

(3) 観光資源となる農業・商工業の支援

市内で生産される野菜は、重要な観光資源の一つであり、飲食店や商店は、観光地としての重要な要素となるものです。そこで、こうした観光都市づくりや地域経済の推進力となっている農業・商工業の事業者に対し、支援を実施します。

また、農地を観光の見どころの一つとして活用するため、収穫体験の実施などを進めます。加えて、営農環境の改善等の支援を進め、農業生産力の増強を図るとともに、商業関係者や市内の大学の食物系学科と連携した農産物の加工品の開発、生産、販売等の検討を進めるなど、収益性の高い経営形態への転換を促進します。

さらに、地域の魅力である優良な特産品等を新座ブランドとして認定し、商品の付加価値によるイメージアップやPRの推進を図ります。

〔主な事業〕

（農業支援）

- 体験型農園等の推進（再掲）【経済振興課】
- レジャー農園の充実（再掲）【経済振興課】
- 観光農業の推進（再掲）【経済振興課】
- 付加価値の高い農産物の生産への支援（再掲）【経済振興課】
- 多品種少量生産への支援（再掲）【経済振興課】
- 新座市産農産物の販路拡大に向けた支援（再掲）【経済振興課】
- 新座市産農産物のブランド化に向けた検討（再掲）【経済振興課、観

光推進課】

- 農業近代化資金等利子補給金制度の充実（再掲）【経済振興課】
- 都市農業推進対策事業への助成（再掲）【経済振興課】
- 関係機関との連携による営農支援（再掲）【経済振興課】
- 農業団体への支援（再掲）【経済振興課】

（商工業支援）

- 中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】
- 起業者等への開業資金調達の支援【経済振興課】
- 商工会に対する支援【経済振興課】
- 新座ブランド認定事業\*の推進（再掲）【観光推進課】

（関係団体との連携）

- 産業観光協会との連携の強化（再掲）【観光推進課】
- 農商工の協力体制の構築（再掲）【経済振興課】
- 大学との連携事業の拡充（再掲）【経済振興課、企画課】

### 基本目標3 家族に選ばれる、子育てに優しいずっと住み続けたいまち

～充実した子育て支援と地域の特長をいかした学びの場の提供を進めます～

＜基本目標の達成に向けた成果目標＞

指標	基準値	目標値
合計特殊出生率※ 【企画課】	1.29 (平成26年)	1.38 (平成31年)

(注) 目標値は、合計特殊出生率※が年に0.017ずつ上昇した場合の値(9ページ参照)

#### 【施策の方向性】

全国的に課題となっている少子高齢化については、人口増加が続いている本市においても既に進行しているところです。

このような中、本市では「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を掲げ、こども医療費の18歳までの無料化や、保育所等の整備による保育所待機児童の解消に向けた取組を行うなど、子育てを応援するまちづくりを進めてきました。その結果、合計特殊出生率※は、おおむね上昇傾向にあり、また、転入者の年齢構成を見ると特に幼児や30代が多いことなどから、子育て世帯に多く移り住んでいただけているものと考えられます。

しかし、いわゆる2025年問題※や更にその先の平成72(2060)年を見据えて現役世代に過度の負担が掛からない持続可能な自治体であり続けるためには、世代間人口の均衡を図っていく必要があります。一方で、地方創生に向けたアンケート調査※により本市市民の希望出生率※を算出したところ1.71となりました。このことから、子どもを産み育てやすい環境を整備することにより本市の合計特殊出生率は更に向上することが見込まれます。そのため、今後はこれまで以上に子育て支援施策の充実を図り、子育てと仕事の両立を応援するほか、子どもを産み育てやすい環境整備を推進します。これにより、本市が目指す合計特殊出生率※1.60を早期に達成し、その水準の維持向上を図るとともに、更なる子育て世帯の転入を促進していきます。

近年、子どもたちの外遊びの機会が減少しており、様々な実体験による心身の育成の場の創出が重要な課題となっています。このような中、本市では、ボランティアを始めとした多くの地域の方々の協力により、まちの未来を担う子どもたちを地域全体で見守り、育てていただいています。これこそが正に本市の大きな強みです。そこで、今後も、こうした地域の方々の協力の下、新座ならではの雑木林等の自然環境や歴史・文化の中で、笑顔でのびのびと学びや遊びを体験で



きる機会を拡充します。

また、充実した国際教育の実施は、本市の教育における特長の一つです。本市では、平成15年度に国の国際化教育特区\*の認定を受け全国に先駆けて小学校における英会話教育を実施してきましたが、グローバル化した社会で活躍できる人材の育成という観点から、今後はますますその充実が求められるものと考えます。そこで、学校教育の充実はもちろんです、国際交流協会などの関係団体や市内3大学、海外の友好（姉妹）都市\*との連携を強化することなどにより、本市がこれまで力を入れてきた国際教育を更に拡充します。

また、子どもを持ちたいと望む人が希望どおりの出産・子育てを実現できるための環境づくりについては、妊産婦や子どもが受診しやすい医療体制の確立に向けた取組を進めるとともに、保育園の待機児童ゼロに向け、仕事と子育ての両立を支援するための保育環境の充実を図ります。第2子、第3子を望む人が子どもを産み育てやすい環境を整備するため、可能な限り兄弟姉妹は同じ保育園に入園できるように配慮するなど、ニーズに合った保育サービスの利用者支援を進めるほか、多子世帯における育児負担を軽減するため、第3子以降の0、1、2歳児について保育料の原則無料化を引き続き実施します。さらに、市立小中学校の学校給食費については、第3子以降を無料にする等の軽減措置の導入を目指すとともに、財政状況等を見ながら更なる助成の拡大について検討していきます。加えて、本市では子どもたちの放課後の活動を充実させるため、小学校の体育館や図書室、音楽室等を活用した子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）\*を平成24年度から開始し、平成27年度までに7校で開設しました。今後も核家族化の進行や共働き世帯の増加等が見込まれ、全ての子どもが大人の見守りの下、安全・安心に過ごすことができる環境を確保することは、ますますその必要性が高まるものと見込まれており、本事業は、大規模化・狭あい化が課題となっている放課後児童保育室の受け皿等としても期待されているため、市内全17校の小学校でのココフレンド事業の早期実施を目指します。

こうした子育て支援の取組により、子育て世帯に、新座で子どもを産み、育てたいと思っただけ、家族に選ばれる子育てに優しいまちの実現を目指します。そして、新座で育った子どもたちが地域に愛着や誇りを持ち、ずっと新座に住み続けたいと感じられる、ふるさと新座づくりを進めます。

## 【具体的な施策】

### 施策1 安心して出産・子育てできる環境の整備

出産及び子育てを希望どおりに実現するため、医療環境や保育環境の整備を

始めとする子育て支援施策の充実を図るとともに、若者や女性の就労支援等により、仕事と子育ての両立を促進します。

< 施策の成果目標 >

指標	基準値	目標値
待機児童数* (市基準) 【子育て支援課】	127名 (平成26年4月)	0名 (平成31年4月)

< 参考 > 待機児童数\* (国基準) … 33名

(1) 妊産婦及び子どもの医療サービスへの助成等

出産・子育てにおける健康面への不安の軽減を図るため、妊産婦及び乳幼児の健康診査の充実やこども医療費を助成に取り組み、市民が医療サービスを受けやすい環境づくりを進めます。あわせて、医療体制の整備に向けて、国等への働きかけや近隣自治体と連携した取組を進めます。

また、多子世帯における育児負担を軽減するため、第3子以降の0、1、2歳児について保育料の原則無料化を引き続き実施するとともに、市立小中学校の学校給食費については、第3子以降を無料にするなど軽減措置の導入について検討を行います。

〔主な事業〕

(医療環境の整備)

- 妊産婦健康診査の充実【保健センター】
- 乳幼児健康診査の充実【保健センター】
- こども医療費の助成【児童福祉課】
- 朝霞地区小児救急医療・周産期医療寄附講座への支援【保健センター】

**参考** こども医療費について、本市は、満18歳に達する年度までの入通院費の無料化を実施している。この高い水準で助成を行っている市町村は、県内では本市、越生町、滑川町、寄居町のみである。

(多子世帯への支援)

- 第3子以降の保育料の原則無料化【子育て支援課】
- 第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の検討【学務課】

(2) 保育環境の整備

待機児童ゼロを目指し、保育環境の整備に積極的に取り組みます。特に0歳から2歳までの待機児童対策が喫緊の課題であることから、民間保育所の

新設、増築の支援のほか、認定こども園の普及促進、家庭保育室の小規模保育事業への移行支援など、多様な保育サービスの拡充を図ります。また、小規模保育事業等における保育サービスの充実を促進するとともに、2歳まで小規模保育事業等でサービスを受けていた児童全員が、就学までの期間も引き続き保育サービスを受けられるように、3歳児以降の受入れ枠の拡大や幼稚園長時間預り保育事業の実施園の拡大等を進めます。また、定員に空きがあるにもかかわらず、自宅と保育園が離れているために保護者が送迎できない場合に、市が送迎バスにより保護者に代わって送迎を行う保育所送迎サービスを必要に応じて実施します。加えて、延長保育や休日保育、病後児保育については、実施園の拡大等を目指した検討を進めます。

多子世帯の保育料については、保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き第3子以降の原則無料化を実施します。

就学前における子どもの学力向上を図るため、幼稚園と保育園で統一した教育カリキュラムを作成し、実施するとともに、公立小中学校の英会話講師（EET）＊・英語指導助手（AET）＊を保育園に派遣し、保育園児が英語に触れ合う機会を創出します。

大規模化・狭あい化が進む放課後児童保育室については、施設の整備を進めます。また、放課後児童保育室と連携した子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）＊については、学生ボランティアに協力いただくための仕組みづくりや大学のカリキュラムの一環としての学生による運営補助など、市内3大学との更なる連携強化を図ることなどにより、実施時間の延長や実施校の全校への早期拡大等事業の拡充を進めます。

〔主な事業〕

（保育施設の整備促進）

- 民間保育所の新設・増築への支援【子育て支援課】
- 福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】

（保育サービスの拡充）

- 多様な保育サービスの充実【子育て支援課】
- 幼稚園長時間預り保育事業への助成【子育て支援課】
- 自宅と保育園に一定の距離がある世帯を対象とした送迎サービスの実施【子育て支援課】
- 第3子以降の保育料の原則無料化（再掲）【子育て支援課】

（就学前教育の充実）

- 就学前教育統一カリキュラムの作成、実施【指導課、子育て支援課】

- 英会話講師（E E T）＊・英語指導助手（A E T）＊と保育園児の交流の実施【指導課、子育て支援課】

（小学生の子どもに関する子育て支援）

- 放課後児童保育室施設の整備【子育て支援課】
- 子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）＊の拡充【生涯学習スポーツ課】

（関係団体との連携）

- 大学との連携事業の拡充（再掲）【生涯学習スポーツ課、企画課】

### (3) 子育てへの支援体制の充実

家庭における教育力の向上や育児不安の解消を図るため、子育てに関する情報提供及び相談体制の充実を図るほか、市民同士の仲間づくりや交流の場としてイベント等を開催します。また、こうした子育て支援の拠点となる地域子育て支援センターについて、各小学校区に1か所の設置に向けた取組を進めます。

あわせて、保護者のニーズに合った幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援サービスを適切に選択できるように、情報提供や相談を行い、総合的に子育てをサポートする利用者支援員を窓口配置する利用者支援事業の拡充を図ります。

さらに、児童を一時的に保育園等で預かる一時保育等の充実を図り、保護者の心理的、肉体的な育児疲れの解消や気分転換、リフレッシュの機会の拡充に努めます。

〔主な事業〕

（情報提供・相談体制の充実）

- 子育てに関する情報の提供（子育て支援ネットワーク事業）【子育て支援課】
- 子育てネットワークフェスティバルの実施（子育て支援ネットワーク事業）【子育て支援課】
- 子育て理解講座の実施（子育て支援ネットワーク事業）【子育て支援課、中央公民館】
- 児童福祉相談の充実【児童福祉課】
- 家庭児童相談室の充実【児童福祉課】
- ファミリー・サポート・センターの充実【子育て支援課】
- 地域子育て支援拠点事業の実施【子育て支援課】

➤ 利用者支援事業の実施【子育て支援課】

(子育て支援サービスの充実)

➤ 多様な保育サービスの充実（再掲）【子育て支援課】

(4) 若者・女性への就労及び社会参加への支援

出産・子育てにおける経済的な不安の軽減を図るため、特に若者や女性の就労に対して相談体制や情報提供の充実を図ります。また、特に若者及び女性が更に活躍できる社会の実現を目指し、市内3大学と連携した取組を進めるほか、市が主催する会議や講座においては、子どもを持つ人も参画できるよう託児サービスを実施します。

あわせて、子育てと仕事の両立ができるよう、保育環境の充実を図るほか、就労環境の整備について事業者への支援や働きかけを行います。

〔主な事業〕

(若者・女性への就労支援)

➤ ふるさとハローワークの設置【経済振興課】

➤ 内職相談、在宅ワーク支援の実施【経済振興課】

➤ 勤労者向け相談業務の実施【経済振興課】

➤ ひとり親家庭就業支援の実施【児童福祉課】

➤ 大学と連携した若者・女性のキャリアアップ支援の検討【経済振興課】

(仕事・社会参加と子育ての両立支援)

➤ 民間保育所の新設・増築への支援（再掲）【子育て支援課】

➤ 幼稚園長時間預り保育事業への助成（再掲）【子育て支援課】

➤ 多様な保育サービスの充実（再掲）【子育て支援課】

➤ 自宅と保育園に一定の距離がある世帯を対象とした送迎サービスの実施（再掲）【子育て支援課】

➤ 放課後児童保育室施設の整備（再掲）【子育て支援課】

➤ 子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）\*の拡充（再掲）  
【生涯学習スポーツ課】

➤ 市が開催する会議・講座等における託児サービスの実施【子育て支援課】

(事業者への働きかけ)

➤ 事業者への啓発の実施【経済振興課】

➤ 働きやすい職場づくりの推進【経済振興課】

➤ 子育て応援企業の認定制度の検討【子育て支援課】

## 施策2 新座ならではの国際教育及び自然体験学習の推進

子どもたちが、快適で安全な環境で学校教育を受けられることはもちろん、全国に先駆けて取り組んできた小学校における英会話教育を始めとした国際教育の充実を図ります。

また、本市の特長である田舎の心地よさを感じさせる雑木林や農地を活用した学習、遊びの機会を提供し、地元の自然の中で子どもが地域への愛着を育みながら成長していける環境を整備します。

さらに、地域ぐるみで子どもを見守り育むコミュニティづくりやボランティア団体の活動等を促進・支援します。こうした魅力的な教育環境づくりにより、子育て世帯の転入・定住の促進を図ります。

### <施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）※実施校数 【生涯学習スポーツ課】	6校 （平成26年度）	17校（全小学校） （平成31年度）

#### (1) 学校施設の整備及び特色ある学校教育の推進

本市は、県内で最も早く平成17年までに市立小中学校の校舎、体育館について構造体の耐震化とともに、全小中学校のトイレ改修を完了させましたが、今後も引き続き、学校施設の改修を進め、快適で安全な教育環境を維持します。

また、平成15年に国際化教育特区\*の認定を受け全国に先駆けて取り組んできた小学校における英会話教育について、更なる充実を図ります。

さらに、新座の特長である雑木林や農業に親しみながら学習する機会として、学校教育農園・学校教育林の更なる活用を図ります。

〔主な事業〕

（学校施設の整備）

- 学校施設の改修【教育総務課】

（特色ある学校教育の推進）

- 英会話教育の充実【指導課】
- 学校教育農園・学校教育林の活用【指導課】

(2) 市民及び関係団体との協働による国際交流の機会の充実

本市の特色である国際教育を更に有意義なものとし、小中学生が早くから国際的な力を身に付けることができるように、友好（姉妹）都市\*や市民及び関係団体と連携して、新たな国際交流の機会を設けるなど、更なる充実を図ります。

具体的には、新座の自然や歴史について外国人観光客に案内をするガイド体験の実施、スポーツ・文化を通じた国際交流の推進等について検討を進めます。また、希望する中学生が留学やホームステイを体験できるように支援するため、友好（姉妹）都市\*や民間旅行事業者等と連携した取組を推進します。

加えて、英語圏の都市との国際交流機会の充実を図るため、友好（姉妹）都市\*の提携に向けた検討を進めます。

〔主な事業〕

- ▶ 友好（姉妹）都市\*及び他国の都市との交流の推進【コミュニティ推進課】
- ▶ 外国語ボランティアガイドの充実（再掲）【観光推進課】
- ▶ 国際交流関係団体との連携の推進【コミュニティ推進課】
- ▶ 大学との連携事業の拡充（再掲）【企画課】

(3) 市民及び関係団体との協働による新座の自然・文化に親しむ学習環境や遊び場の整備

市民及び関係団体との協働により、子どもたちが雑木林等の自然や農業、歴史・文化に親しみながら楽しく学び、遊べる機会の提供や、こうした取組を行う関係団体への支援を行います。

〔主な事業〕

- ▶ 新座っ子ばわーあっぷくらぶの実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）\*の実施（再掲）【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 子ども大学にいざの実施【生涯学習スポーツ課】
- ▶ 雑木林等を活用した子どもの学習・遊びの機会の提供・支援【生涯学習スポーツ課、観光推進課、子育て支援課】

(4) 地域ぐるみで子どもを見守り育むコミュニティづくりの促進・支援

地域コミュニティの核となる町内会活動を支援するとともに、市民ボラン

ティア等の自主防犯パトロールの取組への支援など、地域で子どもを見守る環境づくりを進めます。

〔主な事業〕

- 町内会活動への支援【コミュニティ推進課】
- 防犯関係団体の活動支援【市民安全課】
- 関係機関との連携による防犯体制の整備（再掲）【市民安全課】



## 基本目標4 生涯現役、市民が主役の健康長寿のまち

～健康づくりと地域活動の支援でだれもが活躍できるまちづくりを進めます～

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
健康寿命*【保健センター】	男性81.97歳 女性84.87歳 (平成25年)	男性84歳 女性87歳 (平成31年)

### 【施策の方向性】

本市においても、既に少子高齢化が進行しており、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率\*の向上により目標人口である平成72（2060）年に約18万4,000人を達成した場合においても、高齢者の数は現在の1.4倍近くに増える見込みとなっています。そこで、市民一人一人が健康に年を重ね、高齢になっても生きがいを持って活躍できるような地域社会をつくることで、将来にわたって活力のあるまちの実現を目指します。

本市は、昭和40年代以降、東京都のベッドタウンとして都市化が進展し、これに合わせて働き盛りの世代の人口流入が急速に進みました。そして、現在、この世代が老年人口（65歳以上）に移行することに伴い、本市の高齢化率は加速的に上昇を続けているところです。いわゆる2025年問題\*と称される団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、税収が減り、介護や医療に係る経費がこれまで以上に増加する時代の到来を見据えますと、高齢社会に対応した市政運営は東京圏に位置する本市においても大きな課題であるといえます。

本市ではこれまでも、市民の健康の保持・増進を支援するため、がん検診や特定健康診査の無料化等により、予防医療の推進を図ってきました。また、地域の集会所等で高齢者を対象に軽体操などを行うにいざ元気アップ広場については、健康づくりの場、高齢者の交流の場として、積極的に開催してきました。

今後は、2025年問題\*の到来等により、ますます医療や介護サービスを受ける世代の増加が懸念されることから、市民が健康を保持しながら年を重ねていけるように、予防医療の充実を図るとともに、にいざ元気アップ広場の開催場所や開催回数の拡大やメニューの多様化、ウォーキングによる健康増進などにより、介護予防及び健康づくりを更に推進していきます。

一方、本市は、近隣市と比べて高い加入率を誇る町内会の活動や、市内640（平成27年9月時点）にも上るボランティア団体の活動が盛んであり、定年退職等により地域社会に戻ってきた団塊世代の多くの方にも、観光都市づくりの推

進や防犯パトロール、緑地の維持保全活動等を通じて、貴重な地域活動の担い手となっていただいています。

平均寿命が延び、退職後に地域で過ごす年月が長くなった高齢者にとっても、地域に活躍の場があることは、心身の健康に大きな影響があります。また、地域にとっても、高齢者の知恵や経験は大きな財産となるものです。そこで、本人の生きがいづくりにつなげるとともに、減少が見込まれる生産年齢人口（15～64歳）に代わる地域活動の担い手や地域経済を支える貴重な労働力として、高齢者の生涯学習や地域活動、就労の支援に取り組んでいきます。

これにより、元気で活躍できる高齢者を更に増やすとともに、市民一人一人が、健康で生きがいを持って暮らし、地域活動ができるような、新座に住むとだれもが主人公として生涯活躍できる健康長寿のまちの実現を目指します。

## 【具体的な施策】

### 施策1 市民の健康の保持・増進への支援

市民の健康の保持増進と将来的な医療費節減を図るため、予防医療の受診を促進します。あわせて、ウォーキング事業の拡充を図るほか、各地域で健康教室や健康相談を実施するなど、介護予防や健康づくりの推進に取り組みます。

#### <施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
にぎ元気アップ広場実施会場数【長寿支援課】	16会場 (平成26年度)	61会場(全町内会) (平成31年度)

#### (1) 予防医療の推進

病気の予防や早期発見、早期治療につなげるため、各種予防接種、がん検診及び特定健康診査について、受診率の向上を目指し、市民が受診しやすくなるよう受診料の助成等に取り組みます。

##### 〔主な事業〕

- 予防接種の実施【保健センター】
- がん検診の無料化【保健センター】
- 特定健康診査の無料化【国保年金課】

#### (2) 介護予防及び健康づくりの推進

高齢者に対して、介護予防講演会や健康体操、健康相談を実施するにぎ元気アップ広場等を開催し、介護予防及び健康づくりの普及啓発を進めます。

また、ウォーキングによる健康増進の取組を更に進めるとともに、高齢者いきいき広場や老人福祉センターを拠点として行われている高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動を通じた社会参加の機会の充実について、関係機関と連携を図りながら推進します。

あわせて、公共施設や医療機関、介護施設等への交通手段として、市内循環バス（にいバス）の充実を図るとともに、その補完的役割を担う新たな公共交通手段として、デマンド交通等について研究します。

〔主な事業〕

（介護予防・健康づくりの推進）

- 介護予防普及啓発事業（にいぎ元気アップ広場の実施）【長寿支援課】
- ウォーキング事業の更なる推進【長寿支援課、観光推進課】
- 健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】
- 健康相談の充実【保健センター】
- 健康管理に関する講演会の実施【保健センター】
- 健康教室の実施【保健センター】
- 介護予防・生活支援サービス事業【長寿支援課】
- 高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】
- 老人福祉センターの充実【長寿支援課】
- 社会福祉協議会との連携の推進【生活福祉課】
- 大学との連携事業の拡充（再掲）【長寿支援課、生涯学習スポーツ課、企画課】

（公共交通手段の充実）

- 市内循環バス（にいバス）の充実【市民安全課】
- 新たな公共交通手段の研究【市民安全課】

## **施策2** 市民の生きがいづくりへの支援

高齢者を始めとする市民のだれもが生きがいを持って暮らし地域で活躍できるように、生涯学習や地域活動への支援を行います。また、就労意欲のある高齢者等に対して関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
ユニバーサル農業※における就労者数 【経済振興課、観光推進課、みどり公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】	0人 (平成26年度)	100人 (平成31年度)

(1) 生涯学習及び地域活動への支援

高齢者等の生きがいづくりを支援するため、生涯学習の機会の提供や、ボランティア活動を行うための講座の開催、地域活動に係る情報提供等を行うとともに、地域コミュニティの核となる町内会や市政の一翼を担うボランティア・市民活動を支援します。地域活動については、高齢者の知恵や経験を地域にいかせるような活動を促進するほか、今後需要が高まることが見込まれる外国人観光客を対象とした外国語ボランティアなど、時代に合った新たなボランティア活動についても高齢者の新たな活躍の場となるように支援を行っていきます。

また、市民及び関係団体と市との連帯と協働や、市内にある3大学との連携をより深め、高齢者の健康増進や体力の向上、生きがいづくりにつながる取組を更に推進します。

〔主な事業〕

- 市民総合大学の実施【生涯学習スポーツ課】
- 市内大学公開講座等の実施【生涯学習スポーツ課】
- ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】
- 生涯学習ボランティアバンクの実施【生涯学習スポーツ課】
- 老人クラブ活動への支援【長寿支援課】
- 町内会活動への支援（再掲）【コミュニティ推進課】
- 団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】
- 外国語ボランティアガイドの充実（再掲）【観光推進課】
- 社会福祉協議会との連携の推進（再掲）【生活福祉課】
- 大学との連携事業の拡充（再掲）【生涯学習スポーツ課、観光推進課、企画課】

(2) 高齢者等への就労支援

高齢者に対して、就業機会の提供等を行う公益社団法人シルバー人材セン

ターに対して支援を行います。

また、市が整備するシイタケの里づくりやみかん園の運営等において障がい者や高齢者の就労や社会参加の機会を提供するユニバーサル農業\*の推進体制の構築を目指します。

〔主な事業〕

- シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】
- ユニバーサル農業\*の推進体制の構築（再掲）【経済振興課、観光推進課、みどりと公園課、障がい者福祉課、長寿支援課】

## 基本目標5 地域みんなで守る安全・安心のまち

～地域コミュニティの活性化で防災・防犯・交通安全の取組を進めます～

<基本目標の達成に向けた成果目標>

指標	基準値	目標値
町内会（自主防災会※）加入率【コミュニティ推進課、市民安全課】	73.1% （平成26年度）	75% （平成31年度）

〈参考〉県南の自治体の町内会加入率平均値 … 約57%

### 【施策の方向性】

防災、防犯、交通安全の取組を進める上では地域との連携が重要です。本市は近隣自治体に比べて高い町内会加入率を誇り、地域コミュニティの輪がますます広がっているところです。町内会には、日頃から住民同士の交流の促進や身近な問題への解決に取り組んでいただくなど地域コミュニティの核となる重要な役割を担っていただいています。市としても、引き続き町内会活動への支援を行うことで、町内会活動の活性化及び市民の自治意識の高揚を図っていきます。あわせて、災害に強いまちへのニーズは、東日本大震災の発生を契機としてますます高っていますが、本市は、地盤が強固な武蔵野台地\*上に位置し、河川の改修等により水害も起こりにくくなっているなど、災害の影響を受けにくい地域といえます。

そこで、今後も更に、公共施設や住宅等の耐震整備や防災意識向上を図る啓発活動等を進め自助・共助・公助\*をバランスよく強化します。

本市ではこれまでも、住宅の耐震診断及び耐震改修への助成を行うほか、市民及び関係団体と連携した総合防災訓練の実施等により、市民の防災への意識や対応力を高め、地域の防災力を強化することで、ソフト面での災害に強いまちの形成に向けた取組を進めてきました。また、ハード面においても、小中学校の校舎や体育館の構造体の耐震化を県内で最も早く平成17年度には完了したほか、耐震性防火水槽\*や防災倉庫等の防災施設の設置、防災行政無線の難聴地域への対応等を進め、安全・安心のまちづくりを積極的に進めてきました。

今後も引き続き、公共施設や住宅等の耐震化を進めていきますが、特に、建設を進めている市役所新庁舎については、免震構造\*を採用し、大地震直後においても業務の継続性を確保するとともに、災害対策の中核拠点として必要な諸機能の充実を図ります。住宅についても耐震診断及び耐震改修の普及啓発を進め、耐震化率の向上を図るなど、災害への備えを更に万全にしていきます。加えて、近

年はゲリラ豪雨や台風等の大雨による災害も増加していることから、溢水地域\*の解消に向けた浸水対策を推進します。

また、地下鉄12号線\*の延伸に合わせて行う（仮称）新座中央駅周辺地区の土地区画整理事業においては、耐震性防火水槽\*や災害備蓄品を備えた駅前公園を整備するなど、高い防災機能を持った公共施設の整備を計画しています。今後想定される他の土地区画整理事業による市街地の形成においても、同様に、防災性の高い住環境の整備を進めていきます。さらに、防災の面からも重要な役割を果たす緑地については、まちづくりを進めていく上でバランスよく配置していきます。

災害への対応は、市のみならず、家庭や地域のそれぞれにおいて取り組むとともに、3者が相互に協力しながら進めることも重要ですが、特に、災害時に被害を最小限にとどめ、適切かつ迅速な対応をとるためには、市民一人一人の自助、地域における共助が重要な役割を果たします。

本市では、全ての町内会で自主防災会\*が組織されているなど、地域で災害に対応できる体制が整っています。今後は、高齢者や障がい者、女性、子どもに配慮した避難所機能の整備や消防団、自主防災会\*への活動支援を引き続き行うほか、より多くの市民の防災意識の向上を目的に防災訓練を実施し、地域の防災力の更なる強化を図ります。

一方で、防犯や交通安全については、町内会を始めとする地域団体で防犯パトロール隊を設置し、地域の巡回や子どもたちの見守り活動を行うなどの取組が積極的に行われています。

市においても、災害時に限らず日常生活において、市民が安心して暮らせるよう、引き続き、防犯関係団体や警察との連携による暴力排除、空家対策等の防犯の取組を推進するとともに、交通安全運動の実施、歩道や自転車が安全に通行できる環境の整備、道路の拡幅、交差点改良などの交通安全の推進を図ります。

これにより、災害時でも日常生活でも、いつでも安心して暮らせる安全なまちを実現することで、多くの人にずっと住み続けたいと思っただけのまちを目指します。

## 【具体的な施策】

### 施策1 町内会活動等の活性化

防災、防犯、交通安全の取組を推進する上で重要な地域コミュニティの核である町内会の活動を支援するとともに、転入者等への案内を通じて、町内会への加入を促進し、町内会活動等の更なる活性化を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
防災訓練を実施する自主防災会 <sup>※</sup> 数【市民安全課】	50 団体 (平成26年度)	61 団体 (全自主防災会 <sup>※</sup> ) (平成31年度)

(1) 町内会活動等への支援

本市では、全町内会において、自主防災会<sup>※</sup>が組織され、防災訓練等が実施されているほか、登下校時の子どもの見守りや高齢者の見守り等、防犯及び交通安全の取組が行われているなど、日頃から安全・安心な地域づくりに向けた活動が行われています。市としても、こうした町内会活動を支援するとともに、地域コミュニティをより強固なものにするため、転入者や未加入者等に対して町内会への加入案内を行います。

また、大規模な集合住宅等が新たに建設された場合には、新たなコミュニティの形成について支援を行います。

さらに、市と町内会の連携を更に強化するため、市職員が地域に出向き、町内会の会議に出席して、直接市民に行政情報を提供し、地域の相談を聴き取る地域担当職員制度を実施します。

〔主な事業〕

- ▶ 自主防災会<sup>※</sup>の充実【市民安全課】
- ▶ 町内会活動への支援（再掲）【コミュニティ推進課】
- ▶ 町内会への加入促進【コミュニティ推進課】
- ▶ 町内会活動拠点の整備【コミュニティ推進課】
- ▶ 新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】
- ▶ 地域担当職員制度の実施【コミュニティ推進課】

(2) 町内会等と連携した自治意識の高揚促進

市立集会所の管理や公園の清掃の委託、防犯灯整備の助成などにより、町内会による地域の施設の維持管理活動を促進するとともに、市民による地域の清掃活動等の自主的な活動を支援します。

また、各町内会で組織される自主防災会<sup>※</sup>が中心となって取り組んでいる防災訓練や、地域の祭りやイベント、介護予防教室等の様々な活動の充実を支援し、町内会活動の活性化を図ります。

加えて、市内3大学と連携して、町内会活動への若い世代の関心を高め、世代間を超えた地域コミュニティの更なる拡充を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図る社会福祉協議会の活動とも連携しながら、市民の自治



意識の更なる高揚を促進します。

〔主な事業〕

(町内会活動等への支援)

- 町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】
- 町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】
- 市民清掃の日の実施【環境対策課】
- 防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】
- 防災訓練の実施【市民安全課】
- 避難行動要支援者支援制度の充実【長寿支援課】
- 介護予防普及啓発事業（元気アップ広場の実施）（再掲）【長寿支援課】

(関係団体との連携)

- 大学との連携事業の拡充（再掲）【コミュニティ推進課、企画課】
- 社会福祉協議会との連携の推進（再掲）【生活福祉課】

## 施策2 災害に強いまちづくりの推進

地震災害への対策として、公共施設や住宅等の耐震化を進めるとともに、近年増加する大雨による災害への対策として、溢水地域\*の解消に向けた浸水対策を推進します。また、地域の防災力の強化を図るため、避難所における生活環境の整備や市民、関係機関と連携した防災訓練等を実施します。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
耐震化率（住宅戸数の耐震化率）*【建築開発課】	88% （平成26年度）	94% （平成31年度）

### (1) 公共施設や住宅等の耐震化及び浸水対策の推進

公共施設の耐震化を進めるほか、溢水地域\*の解消のため、浸水対策を推進します。

また、防災性の高い住環境づくりを促進するため、住宅への耐震診断、耐震改修への助成等を行います。

〔主な事業〕

(公共施設等の耐震整備)

- 市役所新庁舎の建設（再掲）（市庁舎の耐震化）【新庁舎建設推進室】
- 橋りょうの耐震補強【道路課】
- 消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】

- 老朽管、配水本管等の耐震管への更新【水道施設課】
- 汚水重要管の長寿命化【下水道課】
- 雨水管の整備【下水道課】

(住宅の耐震化の促進)

- 耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】

## (2) 地域で災害に対応できる環境の整備

災害が発生した際に、地域で適切かつ迅速に対応できるよう、指定避難所等において必要な物資の備蓄を行うなど、地域の防災環境の整備を進めます。

あわせて、各自主防災会\*と市職員の協力体制の構築や防災意識の向上を目的とした防災訓練を実施するとともに、自主防災会\*や消防団の活動への支援を行い、自助・共助・公助\*の防災体制を強化します。

〔主な事業〕

- 防災拠点施設の整備（子どもや女性に配慮した避難所環境の整備）  
【市民安全課】
- 防災訓練の実施（再掲）【市民安全課】
- 避難行動要支援者支援制度の充実（再掲）【長寿支援課】
- 自主防災会\*の充実（再掲）【市民安全課】
- 消防団活動の充実【市民安全課】

## 施策3 犯罪や交通事故の少ない安全なまちづくりの推進

市民が安心して安全な暮らしを送ることができるまちであり続けるように、市民及び関係団体と連携して防犯及び交通安全の更なる推進を図ります。

<施策の成果目標>

指標	基準値	目標値
自主防犯パトロール団体数【市民安全課】	90団体 (町内会48、PTA23、他19) (平成26年度)	113団体 (町内会61、PTA23、他29) (平成31年度)

### (1) 防犯の推進

警察、市内ボランティア団体等の関係団体と連携し、防犯及び暴力排除の取組を更に推進するほか、自主的な防犯活動を支援します。また、市内に点在する空家等が適切に管理されるよう、所有者等に対し、条例に基づき指導・助言等を実施します。さらに、犯罪被害者の支援を行うとともに、振り

込め詐欺等の被害を防ぐため、市民に対して情報提供及び啓発活動を行います。

〔主な事業〕

(防犯のための体制・環境の整備)

- 関係機関との連携による防犯体制の整備（再掲）【市民安全課】
- 防犯関係団体の活動支援（再掲）【市民安全課】
- 空家等の適切な管理【市民安全課】

(啓発活動)

- 悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止に向けた情報提供及び啓発活動の実施【経済振興課】

## (2) 交通安全の推進

交通安全を更に推進するため、交通安全団体等と連携した交通安全運動や交通安全教室の実施等により市民の交通安全意識の向上を図ります。また、交通危険箇所の解消に向け、道路の拡幅、歩道、自転車安全に通行できる環境の整備を実施するほか、道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板等の交通安全施設の整備を推進します。

また、志木駅南口周辺整備に合わせて駅前ロータリーに地下自転車駐車を整備するなど、放置自転車対策を進めます。

〔主な事業〕

(啓発活動)

- 交通安全運動の実施【市民安全課】
- 交通安全教室の実施【市民安全課】

(道路・周辺環境の整備)

- 道路の拡幅と歩道の整備【道路課】
- 自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】
- 交通安全施設（道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板など）の整備【市民安全課】
- 志木駅南口地下自転車駐車の整備【市民安全課】

## 8 (資料) 国及び埼玉県のまち・ひと・しごと創生総合戦略について

### 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

#### (1) 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるための基本的視点

- ア 「東京一極集中」を是正する
- イ 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
- ウ 地域の特性に即して地域課題を解決する

#### (2) 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

##### ア 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。

##### イ 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

##### ウ 地域性

各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

##### エ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

地方公共団体に加え、住民代表、関係機関等の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

##### オ 結果重視

P D C Aメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

#### (3) 基本目標

- ア 地方における安定した雇用を創出する
- イ 地方への新しいひとの流れをつくる
- ウ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

## 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方

### (1) 基本的な課題

- ア 生産年齢人口の減少への対応
- イ 社会増の適切な維持
- ウ 自然減・少子化への対策
- エ 異次元の高齢化への対応

### (2) 基本目標

- ア 県内における安定した雇用を創出する
- イ 県内への新しいひとの流れをつくる
- ウ 県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- エ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

## 9 用語解説

用語	解説
<b>あ 行</b>	
いっすい 溢水地域	河川や水路の断面が小さいため、大雨などの際に水を流しきれなくなり、満杯となった水があふれるおそれがある地域をいう。
英会話講師 (E E T) <small>イーイーティー</small>	Elementary school English Teacher (エレメンタリースクール・イングリッシュ・ティーチャー) の略称。市内の公立小学校で英語の授業の助けをする外国人講師をいう。
英会話指導助手 (A E T) <small>エイイーティー</small>	Assistant English Teacher (アシスタント・イングリッシュ・ティーチャー) の略称。市内の公立中学校で英語の授業の助けをする外国人講師をいう。
エスエヌエス SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略称。インターネット上での人と人との交流を促進する目的のコミュニティ型のウェブサイトのことをいう。代表的なものに、Facebook (フェイスブック) や Twitter (ツイッター) があり、本市でも、効果的な情報発信を行うためのツールの一つとして活用している。
<b>か 行</b>	
観光入込客数	観光庁が示す「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいて市内の主要な観光地点(平林寺、農産物直売所等)及びイベント(“すぐそこ新座”春まつり、オープンカフェ等)を訪れた人数を集計したもの
観光親善大使	市のイメージの向上と観光都市にいざづくりの推進を図り、市民が誇りに思うふるさと新座づくりを更に進めるため、国内外で活躍されている新座にゆかりのある方を観光親善大使として委嘱している。 平成28年3月現在では、次の7名の方に委嘱している。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石田 智子氏：陸上競技選手・短距離</li> <li>・ 上江 理都氏：声楽家・ソプラノ</li> <li>・ 坂本 朱氏：声楽家・メゾソプラノ</li> <li>・ 藤原 美樹氏：お家料理研究家</li> <li>・ 三宅 宏実氏：重量挙げ選手</li> <li>・ 米満 達弘氏：レスリング選手</li> <li>・ 今野 浩喜氏：お笑いタレント</li> </ul>

希望出生率	<p>結婚をして子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合に想定される合計特殊出生率をいう。</p> <p>(参考)</p> <p>■ 国民の希望出生率</p> <p>平成22年に社人研が行った調査に基づき算出</p> $\begin{aligned} & \left[ \begin{array}{l} \text{有配偶者の割合} \quad 34\% \times \text{夫婦が予定している子どもの数} \quad 2.07 \text{人} \\ + \text{独身者の割合} \quad 66\% \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \quad 89\% \\ \qquad \qquad \qquad \times \text{独身者(女性)の希望子ども数} \quad 2.12 \text{人} \\ \times \text{離死別等の影響} \quad 0.938 \text{ (社人研による仮定値)} \end{array} \right] \\ & = \underline{\underline{\text{国民の希望出生率} \quad 1.8 \text{程度}}} \end{aligned}$ <p>■ 新座市民の希望出生率</p> <p>地方創生に向けたアンケート調査※の結果を、国民希望出生率と同様の計算式に当てはめて算出</p> $\begin{aligned} & \left[ \begin{array}{l} \text{有配偶者の割合} \quad 49.3\% \times \text{夫婦が予定している子どもの数} \quad 1.96 \text{人} \\ + \text{独身者の割合} \quad 50.7\% \times \text{独身者のうち結婚を希望する者の割合} \quad 74.8\% \\ \qquad \qquad \qquad \times \text{独身者(女性)の希望子ども数} \quad 2.26 \text{人} \\ \times \text{離死別等の影響} \quad 0.938 \text{ (社人研による仮定値)} \end{array} \right] \\ & = \underline{\underline{\text{新座市民の希望出生率} \quad 1.71 \text{程度}}} \end{aligned}$
グリーンサポーター	本市で活動するボランティア団体の一つ。主に雑木林などの維持管理活動を行う団体で、平成14年1月に設立した。
健康寿命	<p>埼玉県では健康寿命を「65歳の方が要介護2（参考参照）以上になるまでの期間」と定義している。これに基づく本市の平成25年実績値は男性が16.97年、女性が19.87年である。総合戦略では、65歳にこの期間を加えた年齢を基準値とする。</p> <p>なお、0歳児の平均余命である平均寿命と65歳からの健康寿命は算出の対象年齢が異なるため、一致しない。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護2 歩行や立ち上がり、入浴や排泄、食事の際に何らかの介助を必要とするなど、日常生活において介護が必要な状態</li> <li>・ 平均寿命 その年に生まれた0歳児の寿命の平均を示した指標（新座市実績：男性80.13歳、女性86.23歳（平成25年））</li> </ul>
減歩	減歩とは、土地区画整理事業を実施する区域内で必要となる用地の確保のために、地権者に協力を頂き、所有する土地の一部を提供していただくことをいう。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもので、一人の女性が産む子どもの数の平均値とみなされる。
公衆無線LAN（Wi-Fi）	無線LANという機器を介して、ケーブルにつながなくてもインターネットに接続できるようにするサービスをいう。

用語	解説
国際化教育特区	グローバルな視野と外国人との高いコミュニケーション能力を持つ優れた人材を育成するため、特に教育分野に特色のある、国際交流が盛んで、国際化が進み世界に開かれた都市の形成を目指すもの。本市では、平成15年5月23日に認定を受け、市内の全市立小・中学校の全学年において英会話の時間を新設するなど、各種事業を推進してきた。平成20年、学習指導要領の改訂により、小学校においても英会話教育が行われることに伴い、特区は廃止。
子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）	放課後子ども総合プランに基づき、小学校施設（余裕教室や校庭など）を活用し、地域の方々の協力を得ながら、全ての就学児童が放課後等に安全・安心に集える居場所をつくり、学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供する事業。現在（平成27年度）市内7校で実施しており、愛称をココフレンドという。
さ 行	
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域をいう。宅地造成などの開発は原則として制限される。
自主防災会	地域住民が自発的に防災活動を行う組織をいう。なお、市では全ての町内会に自主防災会が結成されている。
自助・共助・公助	自助とは自分の責任で自分自身が行うこと、共助とは自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと、公助とは個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うことをいう。
シティプロモーション	地域の売り込みや自治体名の知名度の向上を目指した活動をいう。
市と大学との連携協力に関する包括協定	福祉・教育・文化・環境・防災などの幅広い分野において相互に連携協力し、地域社会の発展や人材育成などを推進することを目指したもの。本市では市内に在る3大学全てと締結している。 〈協定締結日〉 ・ 十文字学園女子大学 平成19年12月 ・ 跡見学園女子大学 平成20年 4月 ・ 立教大学 平成22年10月
人口置換水準	出生・死亡の影響による総人口の増減が起こらず、人口が維持される合計特殊出生率※の水準のこと。 現在の日本の人口置換水準は2.07（平成24年、社人研）



用語	解説
た 行	
待機児童数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市基準 保育園申込者で、児童の保育状況にかかわらず保育園に入所できない全児童数</li> <li>・ 国基準（新座市実績：33名（平成26年4月）） 待機児童数（市基準）から、次の児童を除いた数 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭保育室、一時保育を利用している児童</li> <li>② 転園希望の児童</li> <li>③ 保護者が育児休業中の児童</li> <li>④ 保護者が求職中であるが求職活動調書の提出がない児童</li> <li>⑤ 入園可能園があるが、希望園が単一であるため入園できない児童</li> </ul> </li> </ul>
耐震化率（住宅戸数の耐震化率）	<p>平成20年10月及び平成25年10月1日の総務省統計局で公表されている「住宅・土地統計調査」の調査結果を基に、戸建住宅及び分譲マンションなどの総住宅戸数のうち、自身の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと推測できる住戸数の推計割合をいう。</p> <p>〈参考〉</p> <p>■ 耐震基準の考え方</p> <p>建築物が保有すべき最低限の基準として、中規模の地震動（震度5強程度）に対して、ほとんど損傷を生じず、大規模の地震動（震度6強から7に至る程度）に対して人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。</p>
耐震性防火水槽	<p>一般財団法人日本消防設備安全センターの設ける基準により認定された一定の耐震性を備えた防火水槽をいう。一般的には、少なくとも震度5～6の地震には耐えることができるとされている。</p>
地下鉄12号線	<p>都営地下鉄大江戸線のことで、練馬区光が丘から都庁前を經由し、六本木、大門（浜松町）、上野御徒町、飯田橋、新宿西口等を通して再び都庁前に至る路線をいう。平成12年1月27日の運輸政策審議会（現：交通政策審議会）答申により、光が丘から大泉学園町までが平成27年までに整備着手することが適当である路線、大泉学園町からJR武蔵野線方面までが今後整備について検討すべき路線として位置付けられている。なお、次期交通政策審議会の答申は、平成27年度中に示される見込みである。</p>
地方創生に向けたアンケート調査	<p>市民の居住・就職・結婚・出産・子育てに関する考えや要望を把握するために実施した市民アンケート調査</p> <p>調査実施期間：平成27年6月25日～7月14日</p> <p>対象者：18～64歳の市民6,000人を無作為抽出</p>
な 行	
新座ブランド認定事業	<p>市内にある優れた商品を新座ブランドとして認定し、広く市内外に発信することにより、本市のイメージの向上、市内の産業振興及び地域経済の活性化を図る事業である。平成27年度に事業を開始し、食品10品を認定した。</p>
2025年問題	<p>団塊の世代が2025年頃までに後期高齢者（75歳以上）に達することにより、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念される問題をいう。</p>

用語	解説
野火止用水サミット	<p>野火止用水流域自治体である立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市及び新座市で構成されるものである。平成23（2011）年11月、同サミットにおいて、野火止用水を始めとした自然環境の保全と活用等について意見交換を行うとともに、野火止用水サミット共同宣言書への調印を行った。</p> <p>その後は、野火止用水を文化資産・観光資源として活用するため、流域自治体と連携したイベントを開催している。</p>
<b>は 行</b>	
訪日旅行促進事業	<p>国が実施する訪日外国人旅行者の増加を目指す事業をいう。平成15年度から、訪日外国人旅行者数の増加に寄与すると判断される国・地域を対象に事業を実施しており、平成32（2020）年には訪日旅行者数を2,500万人に、将来的には3,000万人を達成することを目標としている。</p>
<b>ま 行</b>	
みどりの保全協定	<p>既存の雑木林や斜面林などの緑地の保全を目的とした協定であり、市はこの協定に基づいて所有者から緑地を借り受け、市民憩いの森として開放している。現在（平成27年度）市民憩いの森は、市内13か所に在る。</p>
武蔵野台地	<p>関東平野の西部に位置する荒川と多摩川に挟まれた地域に広がる台地のことをいう。</p>
免震構造	<p>建築物と基礎との間に地震による揺れを抑制する装置を設置し、地盤と切り離すことで、建築物に地震の揺れを直接伝えない構造をいう。</p>
<b>や 行</b>	
ユニバーサル農業	<p>子どもや高齢者、障がい者など様々な人が農業に取り組める環境づくりを行うことにより、誰もが農に親しみ、多彩な効用を享受することを通じて農業・農村の理解促進を図る取組をいう。</p> <p>本市では、シイタケの里づくりや、みかん園の運営、ワイナリーの整備等において、障がい者や高齢者等への就労や社会参加の機会を提供する方策としても位置付け、推進体制の構築を目指している。</p>
友好（姉妹）都市	<p>様々な分野における交流や親善を目的として結びついた都市をいう。</p> <p>本市は、次の都市と友好（姉妹）都市提携を結んでいる。</p> <p>〈都市名／提携時期〉</p> <p>[国内]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県那須塩原市（旧西那須野町）／平成17年11月</li> <li>・ 新潟県十日町市（旧中里村）／平成20年5月</li> </ul> <p>[海外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィンランド共和国ユヴァスキュラ市／平成9年8月</li> <li>・ 中華人民共和国河南省済源市／平成14年5月</li> <li>・ ドイツ連邦共和国ブランデンブルグ州ノイルツピン市 ／平成15年11月</li> </ul>